

《 事務所ニュース 2017年 12月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する 無期転換ルールの特例について

平成29年9月号の事務所ニュースでご案内いたしましたが、平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールにより、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。この通算5年のカウントの対象となるのは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約からですので、平成30年4月1日が最短で対象者が出る可能性がありますのでご注意ください。

しかし、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（以下「有期雇用特別措置法」といいます。）が公布されました。

この有期雇用特別措置法により、

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下「高度専門職」といいます。）と、
- ② 定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（以下「継続雇用の高齢者」といいます。）

について、その特性に応じた雇用管理に関する**特別の措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用される**こととなりました。

ここでは、継続雇用の高齢者についてご説明いたします。

★ 継続雇用の高齢者の特例

同一の使用urerとの有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後に引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。



★ 申請書の提出から計画の認定まで

- 特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。（下記の用紙になります）
- 有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、**雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。**

継続雇用の高齢者については、一事業主につき複数の申請をする必要はありません。

第二種計画認定・変更申請書

第二種計画認定・変更申請書		①	年	月	日
② 労働関係					
① 申請者					
1 申請者代表	2 申請者代表	3 申請者代表	4 申請者代表	5 申請者代表	6 申請者代表
③ 申請者代表	④ 申請者代表	⑤ 申請者代表	⑥ 申請者代表	⑦ 申請者代表	⑧ 申請者代表
⑨ 申請者代表	⑩ 申請者代表	⑪ 申請者代表	⑫ 申請者代表	⑬ 申請者代表	⑭ 申請者代表
⑮ 申請者代表	⑯ 申請者代表	⑰ 申請者代表	⑱ 申請者代表	⑲ 申請者代表	⑳ 申請者代表
㉑ 申請者代表	㉒ 申請者代表	㉓ 申請者代表	㉔ 申請者代表	㉕ 申請者代表	㉖ 申請者代表
㉗ 申請者代表	㉘ 申請者代表	㉙ 申請者代表	㉚ 申請者代表	㉛ 申請者代表	㉜ 申請者代表
㉝ 申請者代表	㉞ 申請者代表	㉟ 申請者代表	㊱ 申請者代表	㊲ 申請者代表	㊳ 申請者代表
㊴ 申請者代表	㊵ 申請者代表	㊶ 申請者代表	㊷ 申請者代表	㊸ 申請者代表	㊹ 申請者代表
㊺ 申請者代表	㊻ 申請者代表	㊼ 申請者代表	㊽ 申請者代表	㊾ 申請者代表	㊿ 申請者代表

業務内容

- 労働・社会保険の書類作成及び提出代行
- 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)
- 労使間トラブルの相談
- 就業規則等の人事制度構築
- 個別年金相談(老齢・障害・遺族)
- 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行